

発電用原子炉主任技術者選任・解任届出書

北電原第105号

令和2年 8月 // 日

原子力規制委員会 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地

北海道電力株式会社

代表取締役社長 藤井 裕



発電用原子炉主任技術者を次のとおり選任・解任したので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の26第2項において準用する第40条第2項の規定により届け出ます。

主任技術者の選任 解任に係る発電所 所在地	北海道電力株式会社 泊発電所 北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1			
監督に係る原子炉	2号炉			
選任・解任年月日	令和2年8月1日			
		正	副	
選任 ・ 解任 し た 主 任 技 術 者	氏名 及び 生年月日			
	住 所			
	主任技術者 免状の種類 及び番号 (取得年月日)	原子炉主任 技術者免状 第 [] 号	原子炉主任 技術者免状 第 [] 号	
	職 位			
	職務分担	—	—	
選解任理由	人事異動に伴う選解任			
添付書類	被選任者の略歴書及び原子炉主任技術者免状写			

主任技術者の選任 解任に係る発電所 所在地	北海道電力株式会社 泊発電所 北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上 219番地1					
監督に係る原子炉	1号炉、2号炉および3号炉					
選任・解任年月日	令和 2年 8月1日					
		正	副			
選任 ・ 解任 し た 主 任 技 術 者	氏 名 及 び 生年月日		選任	解任		
	住 所					
	主任技術者 免状の種類 及び番号 (取得年月日)		原子炉主任 技術者免状 第 [] 号	原子炉主任 技術者免状 第 [] 号		
	職 位					
職務分担	――		は、[]、[]、 []が病気その他やむを得ない 事情により、職務を遂行できない場合 に限り、原子炉の運転に関し、保安の 監督を行う。			
選解任理由	人事異動に伴う選解任					
添付書類	被選任者の略歴書及び原子炉主任技術者免状写					

略歴書

氏名：

生年月日：

最終学歴：

略歴※1	選任要件に該当する実務内容	実務経験※2	経験年数※3
		—	—
	(1)	4年10ヶ月	
	(3) (4) (5)	2年7ヶ月	
	(1)	4年0ヶ月	
	(1)	2年6ヶ月	
	—	—	
	—	—	
	—	—	
	(3) (4) (5)	3年0ヶ月	
	—	—	
	—	—	
	—	—	
現在に至る	合計実務経験年数		16年11ヶ月

※1 課内異動で所掌している業務が変わる等がある場合は、グループ等の詳細を記載すること。

※2 選任要件に該当する業務経験については以下の項目に分けて記載すること。

- (1) 発電用原子炉施設の施設管理に関する業務
- (2) 発電用原子炉の運転に関する業務
- (3) 発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務
- (4) 発電用原子炉に使用する燃料体の設計に関する業務
- (5) 発電用原子炉に使用する燃料体の管理に関する業務

※3 経験年数については※2で分けた項目ごとに記載すること。

略歴書

氏名 :

生年月日 :

最終学歴 :

略歴 ^{※1}	選任要件に該当する実務内容	実務経験 ^{※2}	経験年数 ^{※3}
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		(1) (2)	3年4ヶ月
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
現在に至る	合計実務経験年数		3年4ヶ月

※1 課内異動で所掌している業務が変わる等がある場合は、グループ等の詳細を記載すること。

※2 選任要件に該当する業務経験については以下の項目に分けて記載すること。

- (1) 発電用原子炉施設の施設管理に関する業務
- (2) 発電用原子炉の運転に関する業務
- (3) 発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務
- (4) 発電用原子炉に使用する燃料体の設計に関する業務
- (5) 発電用原子炉に使用する燃料体の管理に関する業務

※3 経験年数については※2で分けた項目ごとに記載すること。

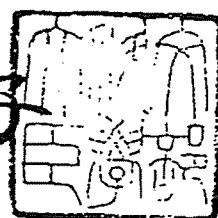
第 号

原子炉主任技術者免状

第 回原子炉主任技術者試験
に合格したので核原料物質、核燃料
物質及び原子炉の規制に関する法律
第41条第1項の規定に基づきこの
免状を交付する

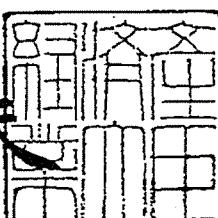
文部科学大臣

遠山敦子



経済産業大臣

平沼赳氏



第 ■ 号

原子炉主任技術者免状

第 ■ 回原子炉主任技術者
試験に合格したので核原料
物質、核燃料物質及び原子炉
の規制に関する法律第41条
第1項の規定に基づきこの
免状を交付する

科学技術庁長官

中川秀道

